

# 「奥多摩ベースキャンプ」管理及び利用規程

制定 平成 27 年 3 月 17 日

改正 平成 28 年 2 月 16 日

改正 平成 31 年 4 月 16 日

改正 令和 元年 6 月 18 日

## (目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部(以下「本支部」という。)が、山岳環境の保全、登山の研鑽、会員相互の懇親及び地域との交流等を目的として賃借する奥多摩ベースキャンプ(以下「奥多摩 BC」という。)の管理、運営及び利用に関し必要な事項を定める。

## (管 理)

第 2 条 奥多摩 BC の管理は、次のとおりとする。

- (1)管理責任者は、本支部支部長(以下「支部長」という。)とし、幹事会の決議によって設置された奥多摩 BC 運営委員会が統括する。
- (2)奥多摩 BC 運営委員会は、奥多摩 BC の管理及び運営にあたることを目的とし、その構成は幹事会において選任された委員長及び委員長より選任された委員とする。

## (鍵の管理)

第 3 条 奥多摩 BC の鍵は、裏口付近に設置するダイヤル式の『キー保管ボックス』に保管する。利用者には、具体的に鍵の受取り方法を知らせる。鍵の授受に関する詳細ルールは、別に定める。

## (利用者)

第 4 条 奥多摩 BC の利用者は、本支部会員(以下「会員」という。)、団体加盟の会員、日本山岳会会員、会員が同伴した非会員及び会員の紹介があり担当幹事又は奥多摩 BC 運営委員会が認めた非会員とする。非会員に万一不都合なことがあった場合、同伴者又は紹介者はその責を負うものとする。

## (利用料金)

第 5 条 奥多摩 BC の管理及び運営費に充てるため、利用者から次のとおりの利用料金を徴収する。

### (1) 一泊素泊まり料金

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| ① 会 員                       | 夏季期間(4月1日～10月31日) 1,000 円<br>冬季期間(11月1日～3月31日) 1,200 円 |
| ② 日本山岳会会員                   | 同上   |
| ③ 会員に準ずる者<br>・会員の家族、団体加盟の会員 | 同上   |
| ④ 非会員(上記①～③以外の者)            | 夏季期間(4月1日～10月31日) 1,300 円<br>冬季期間(11月1日～3月31日) 1,500 円 |
| ⑤ 小学生以下                     | 無料   |
- (2) 宿泊なしの一時利用 300 円

(3) 料金の支払いは、原則、備え付けの集金箱に入れる。

#### (炊 事)

第 6 条 炊事は原則として利用者が行うものとする。

#### (利用申込み方法)

第 7 条 利用申込み方法は、次のとおりとする。

- (1) 電話、FAX、ハガキ、メールにて奥多摩 BC 運営委員会の担当者あてに申込む。  
申込み時には、氏名、会員 No、宿泊日、人数、到着時間等を伝える。
- (2) 非会員が直接申込むことは出来ない。

#### (利用者の遵守義務及び注意事項)

第 8 条 利用者は、この規定を理解し、奥多摩 BC 運営委員会の指示に従って奥多摩 BC の建物及び施設の維持に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 一般の宿泊施設とは異なり、すべてセルフサービスとする。
- (2) 館内は全館禁煙とする。
- (3) 使用した寝具、器具等は、所定の場所に戻す。
- (4) 炊事、食事の後片付けは勿論、使用した部屋の清掃も利用者が行う。
- (5) ゴミは全て持ち帰る。また、持参した調味料、食材等も全て持ち帰る。
- (6) 鍵は、必ず、所定の場所に返却する。
- (7) 深夜までの飲酒、深夜の出入り等の近隣住民に迷惑となる行為は慎むこと。
- (8) 利用者の故意又は過失により、奥多摩 BC 及びその設備、備品等を汚染・破損・滅失させた場合、速やかに奥多摩 BC 運営委員会に報告するものとし、修理・交換等にかかる費用を全額賠償する責任を負う。

#### (改 廃)

第 9 条 規程の改廃は、幹事会で審議・決定する。

#### 附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 28 年 2 月 16 日より施行する。

この規程は平成 31 年 4 月 16 日より施行する。

この規程は令和元年 6 月 18 日より施行する。